

令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業に係る受託候補者を選定するためのプロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託

(2) 業務内容

別紙 1-1「令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

(4) 委託料の支払時期

別紙 1-1「令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の全ての条件を満たしていることとする。ただし、彦根市入札参加資格者名簿に登録されていることは必須ではない。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 公告日において国税および地方税に未納がないこと。
- (3) 提出書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- (4) 過去に本業務と同種または類似業務について受託した実績を 10 件以上有すること。
- (5) 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。
 - ア 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第 104 号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある事業者
 - ウ 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行う等、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者

- エ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
- オ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
- カ 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

4 実施手順

実施要項の公表から最優先受託候補者選定までの実施手順は、次のとおりとする。

項目	日時(予定)
実施要項の公表	令和7年7月9日(水)
質問受付期限	令和7年7月15日(火)正午まで(必着)
質問の回答および公表	令和7年7月18日(金)(予定)
提出書類の提出期限	令和7年7月24日(木)正午まで(必着)
審査 (書類審査およびプレゼンテーション審査)	令和7年7月28日(月)
審査結果の通知	令和7年7月30日(水)

5 実施要項の内容についての質問の受付および回答

(1) 受付方法

別紙様式第1号「令和7年度彦根市デジタル消費喚起事業委託公募型プロポーザル質問書」に質問内容を記載の上、提出すること。なお、質問書の提出方法は、e-mailによる提出のみとする。

(2) 受付先

「12 担当課(問合せ先)」に同じ。

(3) 受付期限

令和7年7月15日(火) 正午まで(必着)

(4) 回答方法

ア 市は、質問内容を取りまとめ、質問および回答を市ホームページに掲載する。ただし、質問のあった事業者名は、非公表とする。

イ 質問回答書は、仕様の追加または修正とみなすこととする。

6 提出書類の提出

(1) 提出書類・部数

別紙1-2「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
なお、郵便事故等について、本市はその責めを負わない。

(3) 提出先

「12 担当課(問合せ先)」に同じ

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 24 日(木)正午まで(必着)

(5) 参加辞退届

(1)の書類提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに「令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託公募型プロポーザル参加辞退届(様式第 4 号)」を「12 担当課(問合せ先)」へ提出すること。

7 審査方法および審査基準

(1) 令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき、「令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託公募型プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、受託候補者選定に係る審査は、審査会が行う。

(2) 審査は、別紙 2「令和 7 年度彦根市デジタル消費喚起事業業務委託審査基準」により定められた審査項目について、書類審査、プレゼンテーション(20 分)および質疑応答(10 分)を実施し、最高得点者を最優先受託候補者として選定する。ただし、得点が 120 点未満の場合、最高得点者であっても最優先受託候補者として選定しない。

(3) 審査の結果、得点が同点となった場合は、審査会の合議により決定することとする。

(4) 審査は、書類審査および対面方式によるプレゼンテーション審査とする。ただし、なんらかの事情によりやむを得ないと本市が判断した場合には、オンラインによるプレゼンテーションを実施する場合がある。詳細については別途通知する。

(5) 最優先受託候補者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、当該次点提案者を受託候補者として繰り上げる。

(6) 審査の結果については、提案者全員に書面等により通知する。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

- (4) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 提出すべき書類が欠落している場合
- (6) 委託金額の上限額を超える金額を提案した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

9 契約方法

本市は、最優先受託候補者と契約を締結するものとし、契約手続等については、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)の定めるところによるものとする。

10 決定の取消し

委託契約を締結するまでの間に次の事由が判明した場合は、その決定を取り消すことがある。この場合、7(5)に従い、受託候補者を変更するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合

11 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類提出後の修正または変更は、認めない。
- (3) 提出書類については、返却しない。
- (4) 審査結果について情報公開請求があった場合は、彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)に基づき公開することがある。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成したものに帰属するものとする。
ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合において、市があらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製・転記または転写をいう。)することができるものとする。
- (6) このプロポーザルに関する不知、内容の不明等を理由とする異議申立てならびに審査の経緯および結果についての異議申し立ては、受け付けない。
- (7) 提案する事業者がいない場合または審査の過程で受託者として適切な者がいないと本市が判断した場合、プロポーザルを取り止めることがある。
- (8) 提案する事業者が不適切な行動を行った場合およびその疑いが生じた場合において公正に審査を執行できない、またはその恐れがあると本市が判断したときは、本市は当該事業者をプロポーザルに参加させない、またはプロポーザルを取り止めることがある。

12 担当課(問合せ先)

彦根市産業部地域経済振興課(担当:戸塚)

所在地:〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎3階

電話:0749-30-6119

E-mail:shoko@ma.city.hikone.shiga.jp

※開庁時間:平日 9時~16時45分